

組合員各位

令和2年4月24日
東京都書店商業組合
国・都・市区町村の支援策等まとめ

主に経産省 支援策パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」から抜粋しています。随時更新されますので適宜ご確認ください。

経営相談新型コロナウイルスに関する経営相談窓口（全て経産省設置）

日本政策金融公庫 03-3270-1282 日本政策金融公庫 0120-327790 東京信用保証協会 03-3272-3002 日本商工会議所 03-3283-7917 東京都よろず支援拠点（平日）03-6205-4728（土日）090-8452-1521 090-8452-5720 関東経済産業局 中小企業課 048-600-0321

総務省

特別定額給付金 住基台帳すべてのひとへ一律 10 万円支給

HP で公共料金支払猶予、地方税申告期限延長、電話料金支払期限延長等の情報あり

厚労省

①学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター（0120-60-3999）

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金

②雇用調整助成金 コールセンター（0120-60-3999）

従業員の休業手当に要した費用を助成

③「新型コロナ Q&A」で検索 労働者を休ませる場合の措置や労働時間の考え方について

経産省

①持続化給付金 中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183

法人は 200 万円、個人事業者は 100 万円。売上前年同月比が 50%以上減少のもの。

②資金繰り支援（貸付・保証） 中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183

金融庁相談ダイヤル 0120-156811

※10 種類あるので「資金繰り支援内容一覧」で検索してください

③日本公庫等の既往債務の借換 【借換え限度額】 3 億円

中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183

④特例リスケジュール 中小企業 金融・給付金相談窓口：0570-783183

または最寄りの中小企業再生支援協議会

国・都・市区町村の支援策等まとめ

猶予・支払延長

- ①法人税や消費税、固定資産税、基本的にすべての税について 各税務署に問合せ
- ②健康保険料や年金保険料について
各自治体、健保協会・組合、日本年金機構へ問合せ
- ③国税 国税庁 HP にて
- ④住宅ローン 各金融機関・金融庁相談ダイヤル 0120-156-811 で相談可能

他

- ①欠損金の繰戻し還付 前年度黒字法人が、経営悪化などで当年度赤字になった場合、前年度納付法人税の還付を受けることができる
- ②「ミラサポ plus」で検索 中小企業向け補助金・支援サイト
- ③日本学生支援機構 0570-666-301
高等教育修学支援制度（大学等の授業料減免+給付型奨学金）
- ④東京商工会議所 HP 内「国・東京都の主な支援施策」にもわかりやすくまとめがあります。

中小企業庁

- ①固定資産税・都市計画税の減免 03-3501-5803(中小企業庁 事業環境部 財務課)
- ②固定資産税の特例の拡充・延長 03-3501-1816 (中小企業庁 経営支援部
技術・経営革新課)

東京都・各自治体

- ・子育て世帯への臨時特別給付金 児童1人当たり1万円を給付
 - ・「J-Net21」で検索。中小企業経営者の課題解決サイト。
都道府県、市町村など各自治体の支援策の掲載。
- ※書店は「都の協力金（50万円または100万円）」は対象外です。

国交省

家賃の支払い猶予や免除に応じたビル所有者に対して、税金や社会保険料の納付を1年間猶予。損金算入について。

「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（補足その2）」で検索。